

秋田県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和7年12月26日

秋田県収用委員会会長 山本尚子

1 起業者の名称

秋田県 代表者 秋田県知事 鈴木健太

2 事業の種類

一般国道101号改築工事（浜間口バイパス・秋田県男鹿市男鹿中浜間口字鰐喰地内から同市男鹿中浜間口字浜田地内まで）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地番	地目		地積 (平方メートル)		収用しようとする 土地の面積 (平方メートル)
		公簿	現況	公簿	実測	
秋田県男鹿市男鹿中浜間口字浜田	9番	田	田	6.00	6.00	6.00

4 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人（亡）佐沢勇五郎の法定相続人

鈴木 アイ（持分25分の1）

秋田県男鹿市船川港金川字金川48番地2

小林 ひとみ（持分50分の1）

東京都多摩市鶴牧2丁目24番地の10 ミネックス 402

柴田 等（持分50分の1）

神奈川県中郡二宮町二宮1931番地の5（サニーウエルA棟101号室）

小林 鉄支（持分25分の1）

北海道札幌市手稲区前田7条17丁目6番40号

小林 陸雄（持分25分の1）

千葉県千葉市緑区誉田町3丁目1番地2 ウィンベルコーラス誉田703号

藤原文子（持分25分の1）

神奈川県横浜市港南区日野二丁目48番28号

山内 京子（持分25分の1）

福岡県福岡市東区箱崎5丁目11番7-701号

前田 良子（持分25分の1）

東京都足立区西竹の塚一丁目11番2-1608号

黍野 亭子（持分25分の1）

埼玉県入間郡三芳町みよし台3番地1 サンライトマンションD-203

大山 靖穂（持分25分の1）

秋田県男鹿市男鹿中山町字深田182番地

高橋 典子（持分25分の1）

埼玉県朝霞市朝志ヶ丘1丁目5番40-E-907号

田口 由美子（持分140分の1）

秋田県秋田市広面字近藤堰添1番地1 グランデ・フィオーレII-B203号

佐沢 幸一（持分140分の1）

秋田県男鹿市男鹿中浜間口字地藏台39番地1

佐沢 貞吉（持分210分の13）

秋田県男鹿市船川港比詰字オノ神96番地4

細井 厚子（持分210分の13）

秋田県男鹿市戸賀塩浜字平床74番地3

目黒 代理子（持分210分の13）

秋田県男鹿市男鹿中山町字大室沢104番地7

目黒 シン（持分5分の1）

秋田県男鹿市船川港比詰字神明堂脇7番地

國分 啓子（持分30分の1）

神奈川県横須賀市湘南鷹取 5 丁目 45 番 Q-108 号

佐 沢 健 一 (持分30分の1)

北海道札幌市北区屯田 2 条 2 丁目 2 番 18 号

佐 沢 純 子 (持分30分の1)

栃木県矢板市木幡 2584 番地 2 県営木幡北山住宅 1 号棟 310 号

林 明 美 (持分30分の1)

北海道札幌市白石区平和通 2 丁目北 9 番 3-201 号

佐 沢 誠 (持分30分の1)

北海道札幌市北区北 28 条西 5 丁目 2 番 32-508 号

石 岡 恵美子 (持分30分の1)

北海道札幌市北区麻生町 1 丁目 3 番 20 号 ハーモニー麻生 401 号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した日

令和 7 年 12 月 17 日